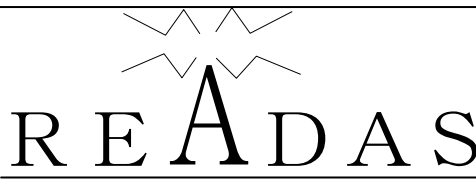


第 5116 号	 READAS リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2014年)平成26年 11月 27日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 役員給与の損金不算入

Q：知り合いの社長が、社会保険料対策だといって、毎月の給与の額を少なくして、賞与として届け出た金額をかなり多額にしています。過大役員給与にはならないのでしょうか？

A：定期同額給与と事前確定届出給与の総額で過大かどうかを判定するようです。

【解説】

役員給与は、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の該当するものについて、損金算入を認めており、過大役員給与とされる部分の金額は、損金不算入になるとしています。

したがって、以前は役員賞与は損金算入することができませんでしたけれども、事前確定届出給与や利益連動給与として届出をした賞与については、損金に算入することができます。

ところで、お尋ねのように、毎月の給与の額をかなり低額に抑え、事前確定届出給与として届け出た賞与の額をかなり多額にして、社会保険料の負担を軽減するという対策を取っているところがあるということですが、この場合には、賞与の額が相当高額になり、過大役員給与に該当して、損金不算入になるのではということでしょうが、役員給与が過大かどうかの判定は、1回の賞与の支給額が過大かどうかということで判断せず、定期同額給与や事前確定届出給与に当たる給与の総額で判断されるようですので、総額で過大でなければ損金不算入になることはないようです。

